平成２１年（フ）第４０９号
福井市下江守町第54号２番地45
破産者　壁下　秀雄
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６８号
静岡県浜松市東区天王町359番地の２、前住所静岡県浜松市東区市野町1368番地
破産者　神谷　伸行
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２８６号
静岡県浜松市浜北区新原5022番地
破産者　加藤　晴彦
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２８８号
静岡県浜松市浜北区新原5022番地
破産者　加藤　宏澄
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３１８号
静岡県御前崎市池新田2338番地の６　サンメイプルＡ棟
破産者　伊藤　茂仁
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３２０号
静岡県浜松市西区大平台３丁目15番27号　プラザヴィラＡ―203
破産者　古俣　伸茂
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６０号
愛知県一宮市大和町戸塚字宮崎東19番地59
戸塚マンションＣ―212号
破産者　樋口　良幸
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第４６７号
兵庫県明石市魚住町西岡503番地の３　ノーブルハイム魚住105号、開始決定時の住所兵庫県明石市魚住町西岡1976番地の20
破産者　西内　　薫
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第５３号
兵庫県明石市貴崎４丁目３番３―101号
破産者　アイケイ商事こと　赤木　英明
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１４８号
兵庫県明石市松の内２丁目１番地の16　プレステージ西明石Ⅶ―901号
破産者　瀧口　貴久
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２０３号
神戸市西区伊川谷町別府766番地１―103号
破産者　櫻井　和宏
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第５６号
山口県周南市大字徳山1006番地の126
破産者　中村剛太郎
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１３７号
熊本県荒尾市東屋形３丁目６番地５
破産者　村上　絵美（旧姓福永）
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第２７号
熊本県人吉市東大塚町2745番地
破産者　鹿末　修一
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第１９３号
大分市大字竹中1493番地
破産者　加島　和昭
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２７１号
大分県別府市石垣東７丁目４番38―301号
破産者　高瀬　貞明
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３０２号
大分市大字光吉2114番地の25市営２Ａ３―41
破産者　丹生　幸恵
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成１９年（フ）第１０５号
宮崎県日南市南郷町中村乙1904番地
破産者　渡邊　　一
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成１９年（フ）第１０９号
宮崎県日南市南郷町中村乙1904番地
破産者　渡邊　義久
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係